

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松江市長

## 公表日

令和6年2月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法による資格管理事務、給付事務及び、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>一 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>二 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>三 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務</p> <p>四 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>五 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務</p> <p>六 国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務</p> <p>七 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務</p> <p>※一については、窓口や郵送での書類の受領の他、サービス検索・電子申請機能で受領する</p>
③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー、国保総合PC、データ連携PC、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム、サービス検索、電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル 国民健康保険特定個人情報ファイル 収納特定個人情報ファイル(滞納管理含む)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一16.30の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)(別表第一省令)第16条・第24条</p> <p>3 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。)</p> <p>国民健康法第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>(情報提供の根拠) 別表第2の1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3、</p> <p>(情報照会の根拠) 別表2における27.42.43.44.45の項 主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	松江市 総務部総務課 〒690-0876 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-0876 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記述	変更後の記述	種出時期	種出時期に係る説明
平成26年4月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番手連携サーバー、国民総合PC、レセプト管理システム、高齢者費システム	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番手連携サーバー、国民総合PC、レセプト管理システム、高齢者費システム、次期国民総合システムおよび国民健康保険システム	事前	
平成26年4月1日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制約)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1.2.3.4.5.8.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.80.87.88.93.97.106.109.120の項 27.42.43.44.45の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制約)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1.2.3.4.5.8.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 27.42.43.44.45の項	事後	
令和2年4月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法による資格管理事務、給付事務及び、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務令で定めるもの 一 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 二 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、障害負担軽減認定証、特定医療費受給認定、医療給付認定証、限次給付用・標準負担軽減認定証又は特別優待証明書に関する事務(前号に掲げものを除く。) 三 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 四 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 五 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 六 国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務	国民健康保険法による資格管理事務、給付事務及び、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務令で定めるもの 一 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 二 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、障害負担軽減認定証、特定医療費受給認定、医療給付認定証、限次給付用・標準負担軽減認定証又は特別優待証明書に関する事務(前号に掲げものを除く。) 三 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 四 国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 五 国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 六 国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 七 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務	事前	
令和2年4月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番手連携サーバー、国民総合PC、レセプト管理システム、高齢者費システム、次期国民総合システムおよび国民健康保険システム	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番手連携サーバー、国民総合PC、レセプト管理システム、高齢者費システム、次期国民総合システムおよび国民健康保険システム、資格履歴者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム	事前	
令和2年4月1日	1 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一-16、30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日府令(総務省令第5号)(別表第一省令)第16条、第24条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一-16、30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日府令(総務省令第5号)(別表第一省令)第16条、第24条 3 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年4月1日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制約)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1.2.3.4.5.8.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 27.42.43.44.45の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制約)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1.2.3.4.5.8.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 主務令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、(情報提供の根拠) 別表2における27.42.43.44.45の項 主務令第25条、第26条の2、第28条	事前	
令和2年4月1日	1 関連情報 5 評価業務機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 野村 悟	保険年金課長	事前	
令和2年4月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番手連携サーバー、国民総合PC、レセプト管理システム、高齢者費システム、次期国民総合システム、資格履歴者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番手連携サーバー、国民総合PC、レセプト管理システム、高齢者費システム、次期国民総合システム、資格履歴者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム	事後	
令和2年4月1日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制約)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1.2.3.4.5.8.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 主務令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、(情報提供の根拠) 別表2における27.42.43.44.45の項 主務令第25条、第26条の2、第28条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制約)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1.2.3.4.5.8.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 主務令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、(情報提供の根拠) 別表2における27.42.43.44.45の項 主務令第20条、第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和2年4月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番手連携サーバー、国民総合PC、データ連携PC、次期国民総合システムおよび国民健康保険システム、資格履歴者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム	宛名システム、国民健康保険システム、収納システム、滞納管理システム、中間サーバー、番手連携サーバー、国民総合PC、データ連携PC、次期国民総合システムおよび国民健康保険システム、資格履歴者向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム、サービス検索、電子申請機能	事前	
令和2年2月1日	1 さいしゅう判断項目 2 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	